

**平成 28 年度大学教育再生戦略推進費
大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」
審査要項**

－テーマV 卒業時における質保証の取組の強化－

平成 28 年度の大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」－テーマV 卒業時における質保証の取組の強化－（以下「公募テーマ」という。）における審査は、この審査要項により行うものとする。

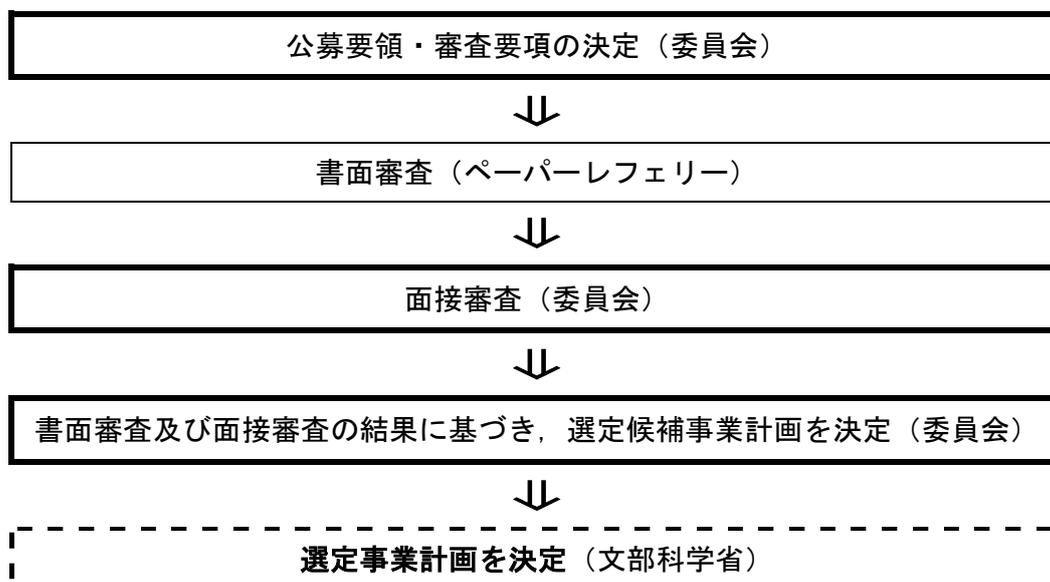
I. 審査方法

1. 審査体制

- (1) 外部有識者・専門家からなる「大学教育再生加速プログラム委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会に、「ペーパーレフェリー」を置き、委員長の指名により選任するものとする。

2. 審査方法

- (1) ペーパーレフェリーによる書面審査を実施する。
- (2) 書面審査の結果を基に文部科学省が面接審査対象の事業計画を決定する（件数は選定予定件数の 1.5～2 倍程度を予定しているが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。）。
- (3) 委員会は、事業計画の目標の妥当性や実現可能性等を確認することを目的として、面接審査を実施する。
- (4) 委員会は、ペーパーレフェリーによる書面審査及び面接審査の結果等を基に審議を尽くした上で総合評価を行い、選定候補事業計画を決定する。
- (5) 文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定大学を決定する。



Ⅱ. 審査方針

評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。なお、選定に当たっては、以下の個別の評価項目に加え、学校種や設置形態、規模、地域、学問分野等のバランスや他の補助金（大学改革推進等補助金，研究拠点形成費等補助金，国際化拠点整備事業費補助金）の選定状況を踏まえ、特定の大学，短期大学及び高等専門学校（以下「大学」という。）に集中することのないよう配慮するものとする。

1. 評価項目

(1) これまでの教育改革の取組と今後の方針

- ◆ 事業計画は大学全体の改革の一環として位置付けられているか。【**大学全体の改革における位置付け**】
- ◆ 申請の基礎となる教育改革の取組は十分なものであるか。【**教育改革の実績**】
- ◆ 今後も上記改革を継続して推進する計画であるか。【**今後の教育改革の計画**】
- ◆ 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定，2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記 等）を遵守するものであるか（高等専門学校を除く。）。【**入試要項の遵守**】

(2) 達成目標と事業計画の具体的な内容

<全体像と達成目標>

- ◆ 本公募テーマに関する分かりやすい具体的な達成目標が設定されているか。【**明確な達成目標**】
- ◆ 養成する人材像に基づくアウトプット及びアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。【**人材像に基づく達成目標**】
- ◆ 目標の達成に必要な取組が盛り込まれているか。過大・不必要な取組が盛り込まれていないか。【**取組の必要十分性**】
- ◆ 必須指標が，適切な内容で設定されているか。【**必須指標の妥当性**】
- ◆ 定量的，定性的な目標は妥当かつ意欲的な内容であるか。【**達成目標の妥当性**】
- ◆ 目標及び事業計画が申請大学の現状に鑑みて実現可能なものであるか。【**事業計画の実現性**】
- ◆ 事業計画は，大学の改革方針，目標，養成する人材像及び「1. これまでの教育改革の取組と今後の方針」（計画調書様式2）の内容と照らして妥当なものであるか。【**事業計画の妥当性**】

<事業計画の具体的な内容>

- ◆ 以下の項目に関する取組内容が、本公募テーマの背景・目的に照らして適当なものとなっているか。【事業計画の具体的な内容】

① 3つのポリシーに基づく教育活動の実施

- ディプロマ・ポリシーにおける学生が身に付けるべき資質・能力の明確化と、それを踏まえた体系的で組織的な教育の実施。《ディプロマ・ポリシーと体系的・組織的な教育の一体性・整合性》
- 学生が身に付けるべき資質・能力と社会との関係を明確化と、それを踏まえた学生のキャリア形成等に資するための取組の実施。《出口を見据えた学修成果の目標設定と取組》

② 卒業段階でどれだけの力を身に付けたのかを客観的に評価する仕組みの構築

- 学生の学修成果を客観的に評価するための基準や方針を定め、全教職員で認識を共有した上での適切な運用の実施。また、学生の学修成果の評価を踏まえた教職員の組織的な教育活動の改善の実施。《学修成果の評価指針と教育改善》
- 各授業科目の成績評価基準を明確化し、全教員が共有することによる、厳正な進級・卒業認定の実施。《成績評価の明確化と厳正な進級・卒業認定》

③ 学生の学修成果をより目に見える形で社会に提示するための手法の開発

- 卒業時の学修成果の客観的提示方法の開発。《学修成果の客観的提示》

④ 学外の多様な人材との協働による助言・評価の仕組みの構築

- 大学教育の質保証に資するための、高等学校や産業界等外部関係者を含めた学外の多様な人材との協働による助言・評価の仕組みとしての助言評価委員会等の設置。《外部評価体制の構築》
- 卒業後の進路先において学修成果がどのように生かされ、どのように評価されているかの把握・分析と、その後の大学教育の改善への活用手法の開発。《卒業生調査の実施と大学教育の改善》

(3) 事業計画実施体制

- ◆ 事業計画の実現に向けて、学内の組織的な実施体制が明確になっているか（学長を中心とした体制の整備、FD・SDの実施体制の整備、学内への周知徹底を含む。）。【明確な実施体制】
- ◆ 客観的データに基づいた把握・分析を行い、事業計画の改善や見直しを行うPDCAサイクルが構築されるものとなっているか。【適切な評価の実施とPDCAサイクル】

(4) 事業計画の適切性

- ◆ 各年度の計画は妥当かつ具体的なものであるか。【**年度計画の具体性**】
- ◆ 各年度の計画は、補助期間終了時の達成目標に照らして適切なものであるか。【**年度計画の妥当性**】
- ◆ 学内体制、専門人材の配置や学外との連携体制、FD・SDの実施等の面から、補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組の実施が十分見込めるものであるか。【**体制的な事業計画の継続性**】
- ◆ 資金計画の面から、3年目、4年目の補助金額逡減時に、規模を縮小せず事業計画を遂行することが見込めるものとなっているか。また補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組の実施が十分見込めるものであるか。【**資金的な事業計画の継続性**】

(5) 事業成果の普及

- ◆ 目標が達成されることが、費用対効果を勘案し、我が国の高等教育全体にとって有意義なものか。【**費用対効果**】
- ◆ テーマVにおける先駆的なモデルとなり、取組を波及させる手法及び計画が見込まれるものであるか。【**テーマVの波及効果**】

(6) 各経費の明細

- ◆ 申請経費の内容は明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。【**経費の事業内容との関係性・整合性**】
- ◆ 過大な積算となっていないか。【**積算の妥当性**】

(7) 他の公的資金との重複状況

- ◆ (以前経費措置を受けた事業を受け継ぐ場合) 今まで経費措置を受けていた取組を発展・充実させたものとなっているか。【**これまでの取組の発展性**】
- ◆ 他の公的資金との重複はないか。【**他の公的資金との重複**】

(8) 複数大学での連携について (共同申請を行う場合)

- ◆ 複数大学で連携する必要性・重要性が認められるか。【**複数大学間連携の必要性**】
- ◆ 複数大学での連携が、実質的なものであるか。【**複数大学間連携の実質性**】

2. 審査基準

(1) 書面審査

- ① 書面審査は、ペーパーレフェリーが、上記評価項目(評価項目「(7)他の公的資金との重複状況」は除く。)ごとに表1の区分により判断することとする。

(表1) 書面審査における評価区分

区分	評価
a (5点)	非常に優れている
b (4点)	優れている
c (3点)	妥当である
d (2点)	やや不十分である
e (1点)	不十分である

- ② 評価項目ごとの評価の取扱いは、表2のとおり、それぞれの重要性に鑑み、項目ごとに係数をかけて評価に重み付けをすることとする。
- ③ 各評価項目に付す評価 (a～e) の配分については、委員会においてその割合の目安を決定することとする。
- ④ 書面審査の所見は、委員会における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入することとする。
- ⑤ 特に、「c」以外の評価をする場合は、どの点が優れているのか、また、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入することとする。

(表2) 書面審査における評価の取扱い

評価項目	係数	a (5点)	b (4点)	c (3点)	d (2点)	e (1点)
1. これまでの教育改革の取組と今後の方針	3.0	15	12	9	6	3
2. 達成目標と具体的な事業内容	7.0	35	28	21	14	7
3. 事業計画実施体制	4.0	20	16	12	8	4
4. 事業計画の適切性	3.0	15	12	9	6	3
5. 事業成果の普及	2.0	10	8	6	4	2
6. 各経費の明細	1.0	5	4	3	2	1
7. 他の公的資金との重複状況						

【100点満点】

8. 複数大学での連携について※	1.0	5	4	3	2	1
------------------	-----	---	---	---	---	---

※「8. 複数大学での連携について」は、合計点に含めず、共同申請の事業を比較する場合のみ使用する。(その場合、105点満点となる。)

(2) 面接審査

面接審査は、委員会がペーパーレフェリーの協力も得て実施し、書面審査の結果

も参考にした上で、事業計画全体について表3の区分により判断することとする。

(表3) 面接審査における評価区分

区 分	評 価
○	選定すべきである
△	学校種や設置形態、大学の規模等のバランス等を考慮の上、選定を判断
×	選定すべきでない

なお、面接審査の詳細については、対象校に別途連絡する。

Ⅲ. その他

1. 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

- ① 委員会の会議及び会議資料は、原則として非公開とする。
- ② 選定された事業計画は、独立行政法人日本学術振興会ウェブサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 委員等氏名について

委員会の委員及びペーパーレフェリーの氏名は、事業計画選定後、公表することとする。

2. 利害関係者の排除

申請に関係する委員及びペーパーレフェリーは、関係大学の審査を行わないものとする。

(利害関係者とみなされる場合)

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関する申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員及びペーパーレフェリーは上記に留意し、利益相反の事実又はその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価（面接審査を含む）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

3. 情報の管理、守秘義務、申請書の使途制限

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、事業計画の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。